

須坂市障害福祉計画

平成 18 年度～平成 20 年度（第 1 期）

平成 19 年 3 月

須 坂 市



総論

第1章	計画策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	法令等の根拠	1
3	障害者自立支援法の概要	2
4	障害者等の状況	5
第2章	計画の概要	
1	基本理念	7
2	計画の目的及び特色	7
3	計画の期間	8
4	平成23年度の目標値	8

各論

第1章	障害福祉サービスの充実のために	
1	訪問系サービス	11
	（1）訪問系サービスの概要	
	（2）サービス見込量	
2	日中活動系サービス	12
	（1）日中活動系サービスの概要	
	（2）サービス見込量	
3	居住系サービス	14
	（1）居住系サービスの概要	
	（2）サービス見込量	
4	相談支援	15
	（1）相談支援の概要	
	（2）見込量	
第2章	地域生活支援の充実のために	
1	必須事業	16
	（1）必須事業の概要	
	（2）サービス見込量	
2	任意事業	18
	（1）任意事業の概要	
	（2）サービス見込量	
第3章	サービス確保のために	
1	自立支援給付	19
2	地域生活支援	19
	須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱	21
	須坂市障害福祉計画策定等懇話会名簿	22

総論

第1章 計画策定に当たって

第2章 計画の概要

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障害者福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から利用者の希望による契約制度へと転換した支援費制度のもとで、サービス量の拡充が図られてきました。

しかしながら、サービス供給体制が地域により異なっていること、精神障害者に対する福祉サービスが支援費制度の対象外となっていることなど、支援費制度には解決すべき課題が多くありました。

このような状況を背景に、障害福祉サービスの一元化、サービス体系の再編、就労支援の強化、障害程度区分の導入、安定的な財源の確保などを主な内容とした障害者自立支援法が成立しました。

本計画は、障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業を計画的に提供するため、そのサービス提供体制の整備等について策定するものです。

2 法令等の根拠

この計画は障害者自立支援法第 88 条に規定されており、同法では、基本方針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めるものとしています。また、定める具体的な事項として次の4項目が掲げられています。

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 1の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

障害者自立支援法第 88 条第1項

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

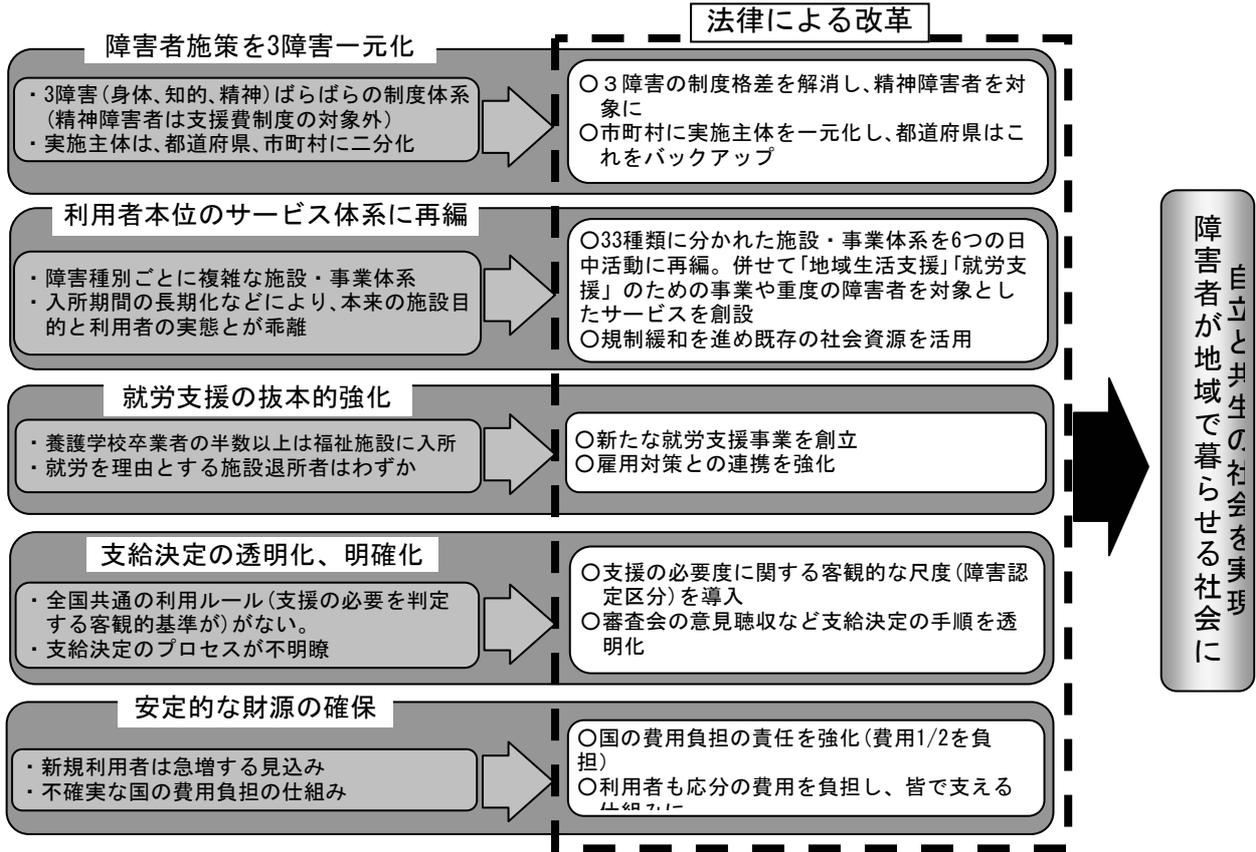
3 障害者自立支援法の概要

支援費制度の「自己決定と自己選択」、「利用者本位」の理念を継承しつつ、障害のある人もない人も共に等しく日常生活、社会生活をおくることができる社会を目指す※ノーマライゼーションの理念の下、障害保健福祉施策の抜本的な見直しを行うこととした障害者自立支援法は、平成17年10月成立し、平成18年4月一部施行、同年10月全面施行されました。

- 障害者自立支援法の施行に伴う障害者に対する改正点は、次の5点到に整理されます。
 - ① 障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう、利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。
 - ② 障害者に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。
 - ③ サービスを利用する人も含めて、制度を全体で支え合うためにサービスの利用量と所得に応じた費用負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化し、必要なサービスを計画的に行うよう充実させる。
 - ④ 就労支援について抜本的に強化する。
 - ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化する。

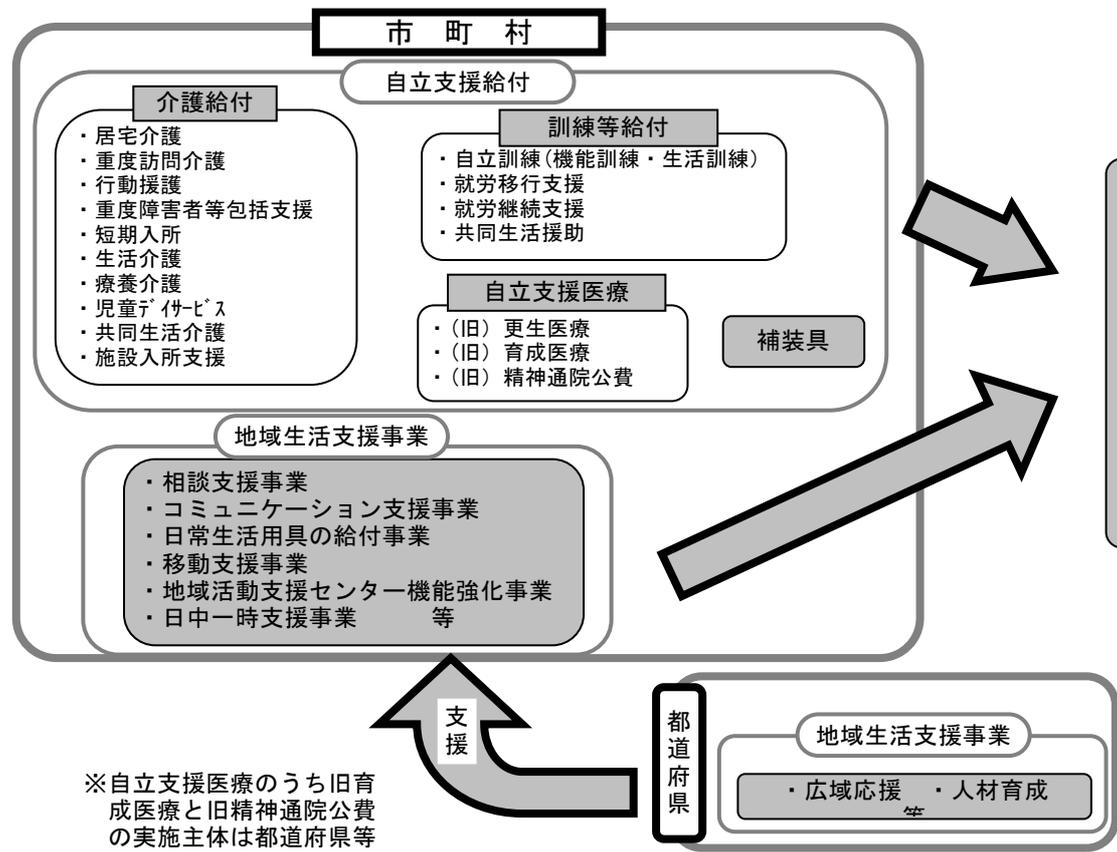
※ノーマライゼーション：障害者や高齢者等社会的不利を負う人を当然に包含するのが通常の社会であり、あるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにする考え方、方法。北欧から世界に広がった、障害者福祉の最も重要な理念。

障害者自立支援法のポイント



自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

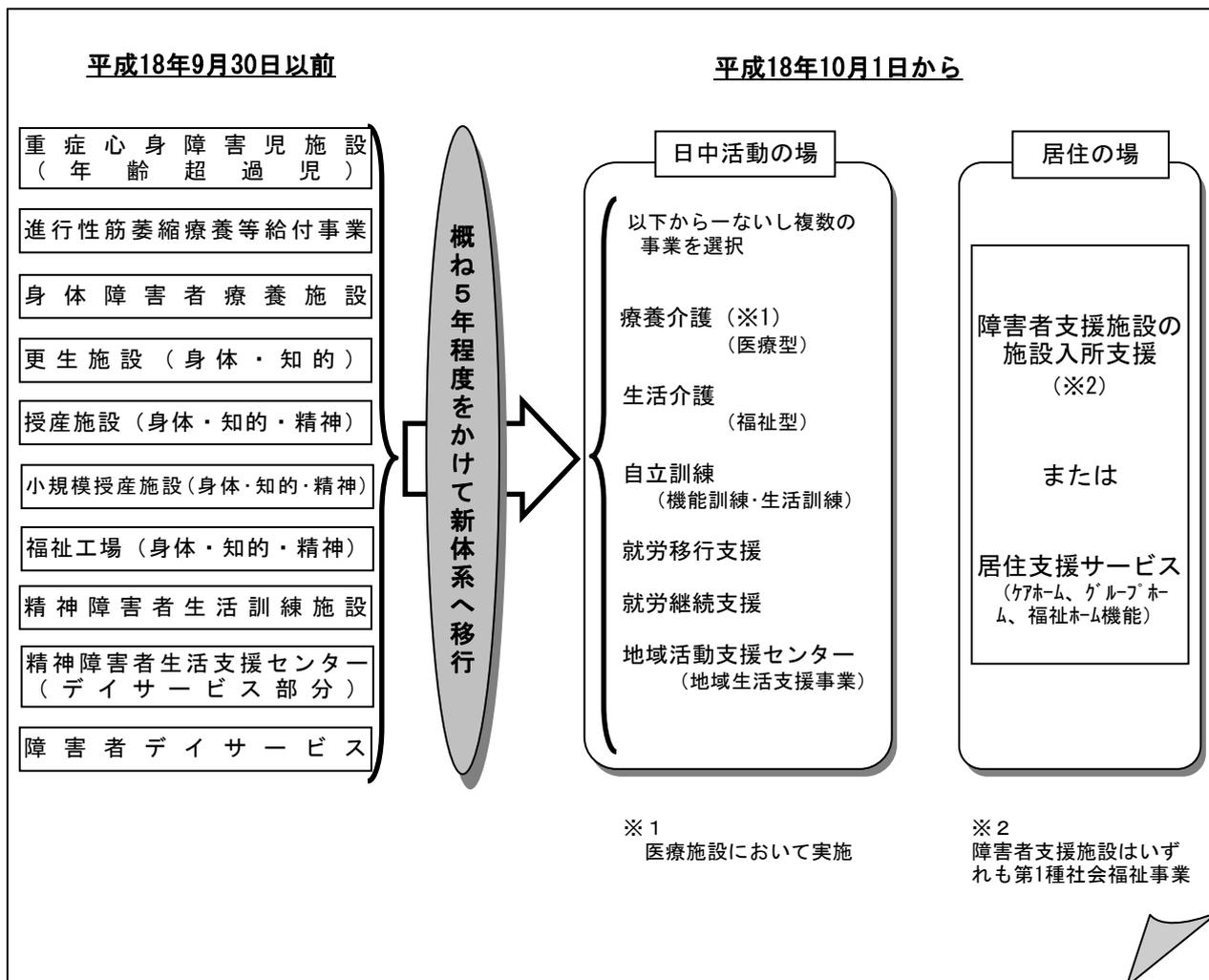
障害の種別にかかわらず、身近な市町村が責任をもって一元化にサービスを提供していきます。市町村は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2事業を実施します。



障害者・障害児

サービス体系の再編に当たっては、利用者本位の視点から、例えば障害の重い利用者に配慮した「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」などの新たなサービスも創設します。また、利用者の生活を「日中活動の場」と「居住の場」とに分けて、それぞれ独立したサービスを整備しました。例えば入所施設も、施設での24時間連続した生活ではなく、地域と交わる暮らしへと変わっていくことが想定されます。

この新体系の下でのサービスは、平成18年10月から展開していますが、最終的に切り替わるのは平成23年度です。

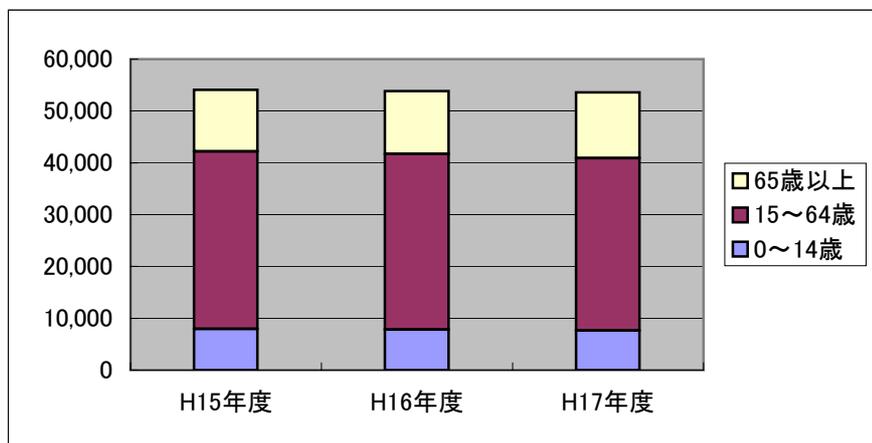


4 障害者等の状況

(1) 須坂市の人口構造

須坂市の人口は平成11年以降減少傾向が続き、17年度時点での人口は15年度に対して528人(約1%)の減少となります。

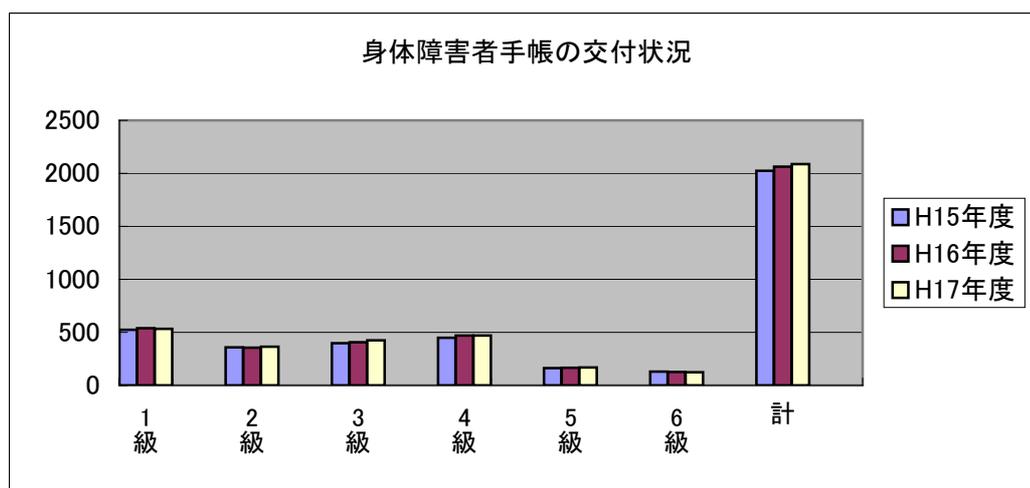
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	計
H15年度	7,976 人	34,219 人	11,908 人	54,103 人
H16年度	7,809 人	33,891 人	12,136 人	53,836 人
H17年度	7,620 人	33,300 人	12,655 人	53,575 人



(2) 身体障害者手帳の交付状況

須坂市の過去3か年における等級別身体障害者手帳の交付状況は以下のとおりです。全体数値としては15年度の交付件数2,025人に対し17年度は2,088人で、63人(対比3.1%)の増となります。

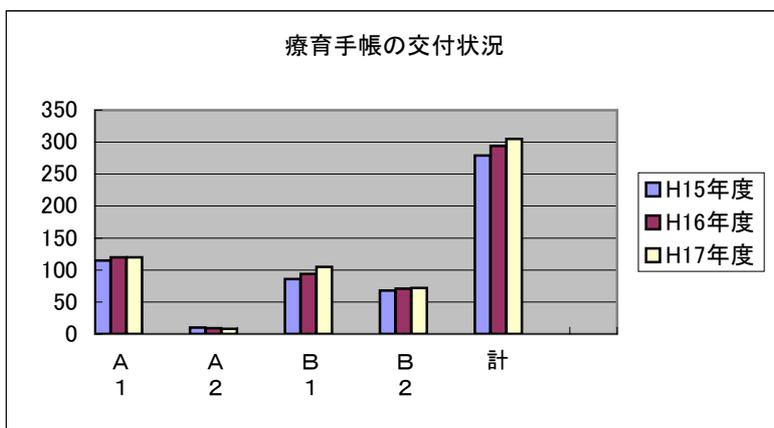
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H15年度	525 人	359 人	397 人	450 人	164 人	130 人	2,025 人
H16年度	538 人	356 人	406 人	471 人	165 人	128 人	2,064 人
H17年度	534 人	365 人	424 人	471 人	170 人	124 人	2,088 人



(3) 療育手帳の交付状況

須坂市の過去3か年における等級別療育手帳の交付状況は以下のとおりです。全体数値としては15年度の交付件数279人に対し17年度は305人で、26人(対比9.3%)の増となります。

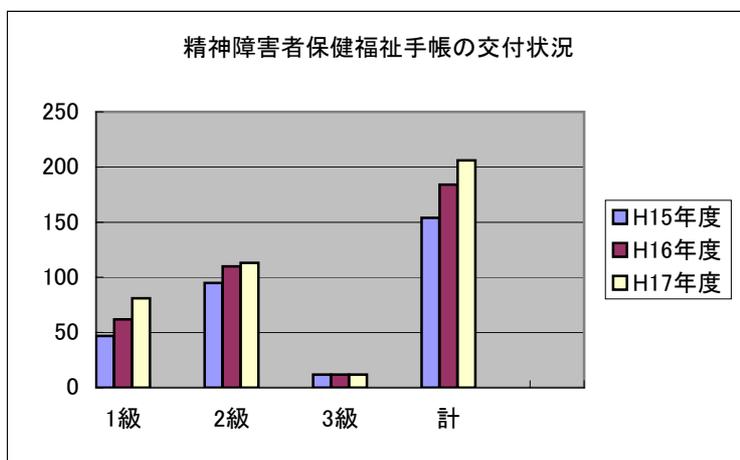
	A1	A2	B1	B2	計
H15年度	115人	10人	86人	68人	279人
H16年度	120人	9人	94人	71人	294人
H17年度	120人	8人	105人	72人	305人



(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

須坂市の過去3か年における等級別精神障害者保健福祉手帳の交付状況は以下のとおりです。全体数値としては15年度の交付件数154人に対し17年度は206人で、52人(対比33.8%)の増となります。

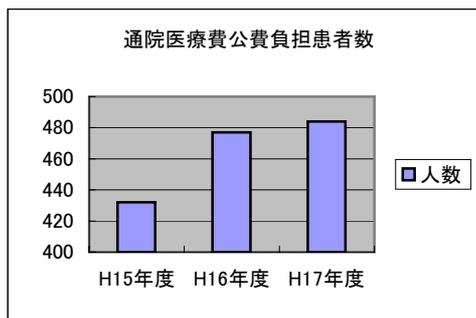
	1級	2級	3級	計
H15年度	47人	95人	12人	154人
H16年度	62人	110人	12人	184人
H17年度	81人	113人	12人	206人



(5) 精神障害者通院医療費公費負担患者数(18年4月より自立支援医療費に変更)

精神障害者保健福祉手帳所持者を含みます。

	人数
H15年度	432人
H16年度	477人
H17年度	484人



第2章 計画の概要

1 基本理念

障害福祉計画の策定に当たって、国の策定方針では「障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して障害福祉計画を策定することが必要である。」とされています。

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別を問わず、また重度の障害であっても障害者が自らその居住する場所を選択し、障害福祉サービスなどの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

(2) 3障害に係る制度の一元化の下での総合的なサービス提供の推進

これまで異なる制度で行われてきた身体・知的障害者への福祉サービスと精神障害者に対する福祉サービスが一元化されました。市は、今後サービス提供の実施主体として、障害福祉サービスなどの総合的な提供体制の充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援などの新しいサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応した利用者本位の障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。

2 計画の目的及び特色

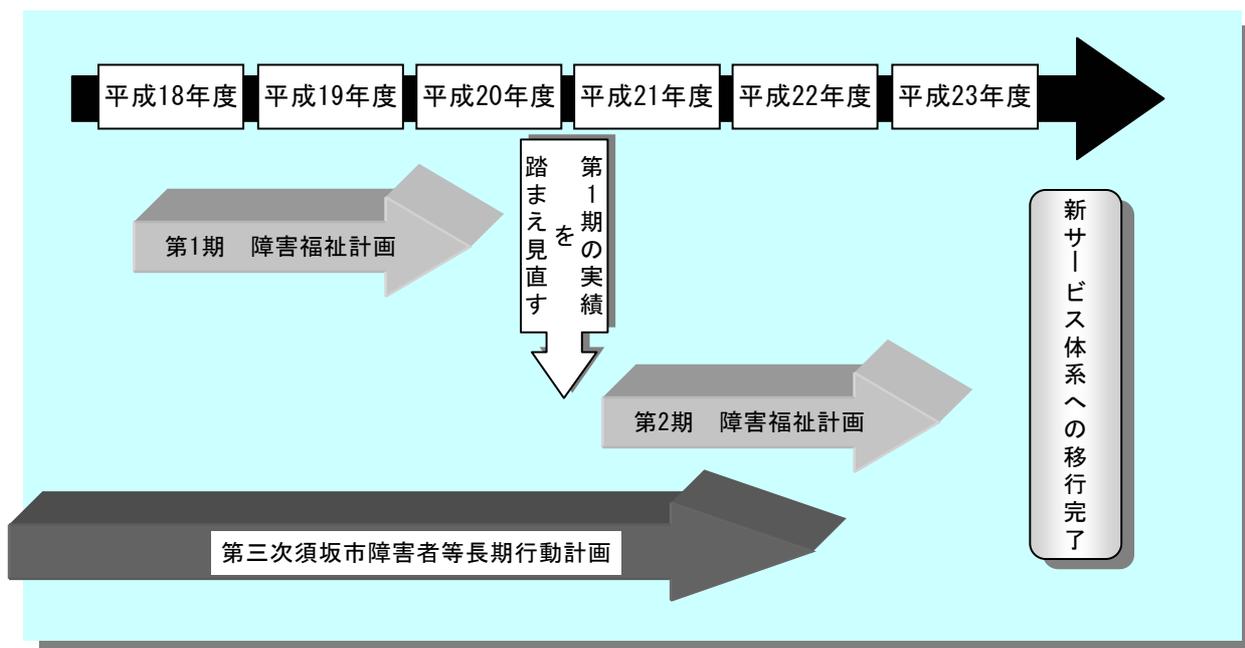
本市では、平成13年にリハビリテーションとノーマライゼーションの理念を市民に定着させ、「障害が重くても地域で当たり前の生活ができる社会を創る」こと、「一人ひとりが輝く社会をめざして」を基本目標に第三次須坂市障害者等長期行動計画を策定し、健康福祉のまちの実現に努めてきました。

平成18年度から施行された「障害者自立支援法」では、自立支援のための障害福祉サービス、地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、市町村に障害福祉計画の策定が義務付けられました。

本計画は、第三次須坂市障害者等長期行動計画を基本として、サービスの見込量を推計し、その見込量確保のための方策などを設定し、計画的に障害者の自立のための施策を実施するよう策定するものです。

3 計画の期間

障害福祉計画は、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度を目標とし、その前半となる平成18年度から平成20年度までを第1期として策定します。このため、この間の社会保障制度全般の改革動向や市を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、第1期の計画に係る必要な見直しを平成20年度に行ったうえで、平成21年度から平成23年度までを第2期として策定することとします。



4 平成23年度の目標値

障害者等の地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、新サービス体系に完全移行する平成23年度の数値目標を、次のように設定します。

	平成17年度の状況	平成23年度の状況	備考
施設入所者の地域生活への移行	65人 (施設入所者数)	12人	現在の入所者の18%以上を目標
退院可能精神障害者の地域生活への移行	0人	3人	長野県全体で230人が目標
福祉施設から一般就労への移行	1人	4人	

【目標値設定の考え方】

◎施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、現時点での施設入所者数の1割以上がグループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することを基本としています。

県では、施設入所者数の18%以上を目標値としています。

当市では、市内の施設で平成23年度までに、グループホーム、ケアホームの設置を希望する事業所が3事業所で4か所あり、市外の施設も多く設置を予定しているため、目標値を12人（18.5%）としました。

◎退院可能精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指しています。

県では、全体で230人以上を目標値としています。

当市では、平成23年度までに精神のグループホームを1か所設置したい希望があるため、目標値を3人としました。

◎福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることを目指しています。

県では、現在の4倍以上を目標値としています。

当市では、就労支援等を行う事業所と連携を図りながら目標値を4人と定め、推進していきます。

各論

第1章 障害福祉サービスの充実のために

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 居住系サービス
- 4 相談支援

第2章 地域生活支援の充実のために

- 1 必須事業
- 2 任意事業

第3章 サービス確保のために

- 1 自立支援給付
- 2 地域生活支援

第1章 障害福祉サービスの充実のために

1 訪問系サービス

住み慣れた地域社会や家庭で安心して暮らすことが誰でもできるよう、障害者等に訪問系サービスを提供します。

訪問系サービスを充実させるために次のとおりサービス見込量を設定します。

(1) 訪問系サービスの概要

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
行動援護	介護給付	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護給付	常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がととも高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) サービス見込量

(月間)

サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護(ホームヘルプ)	時間分	1,186	1,420	1,660	2,010
重度訪問介護					
行動援護					
重度障害者等包括支援					
短期入所(ショートステイ)	人日分	91	100	109	127

※時間分：1か月間に必要とされるサービス提供時間数

※人日分：1か月間に必要とされるサービス提供延べ利用人数

【目標値設定の考え方】

◎ 見込量については、平成18年10月分、11月分の支給量の実績と過年度の伸び率を参考に設定しました。

2 日中活動系サービス

障害施設利用者の新体系サービスへの移行を推進するとともに、希望する障害者に日中活動系サービスを提供します。

施設福祉サービスの充実、雇用・就業の促進を図るため、日中活動系サービスの見込量を次のとおり設定します。

(1) 日中活動系サービスの概要

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
療養介護	介護給付	病院などの施設で、おもに日中機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 ※(A型、B型)	訓練等給付	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
児童デイサービス	介護給付	障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

※A型：雇成型 B型：非雇成型

(2) サービス見込量

(月間)

サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	人日分	220	770	1,122	1,782
療養介護	人分				10
自立訓練(機能訓練)	人日分	220	220	220	220
自立訓練(生活訓練)	人日分		66	132	132
就労移行支援	人日分	44	176	748	814
就労継続支援(A型)	人日分	220	242	286	308
就労継続支援(B型)	人日分	352	572	1,078	1,474
児童デイサービス	人日分	20	25	25	30

※人日分：1か月間に必要とされるサービス提供延べ利用人数
新体系での定員×22日(施設稼働日数)

※人分：1か月間の利用人数

【目標値設定の考え方】

- ◎児童デイサービス以外の見込量については、事業所から移行時期、移行内容等の聴き取り調査を行い、目標値を設定しました。

- ◎児童デイサービスの見込量については、平成18年10月分、11月分の支給量の実績と過年度の伸び率を参考に設定しました。

3 居住系サービス

地域での居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所、入院から地域への移行を進めます。グループホーム、ケアホームの充実及び施設福祉サービスの充実を図り、居住系サービスの見込量を次のとおり設定します。

(1) 居住系サービスの概要

サービス名	給付の種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護給付	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	介護給付	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

(2) サービス見込量

(定員数)

サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	12	24	28	40
共同生活介護 (ケアホーム)					
施設入所支援	人分	0	12	28	56

【目標値設定の考え方】

- ◎グループホーム、ケアホームの見込量については、施設入所から移行、退院可能精神障害者の移行、居宅からグループホーム、ケアホームへ入居する見込を設定しました。
- ◎施設入所支援の見込量については、新体系移行計画調査により設定しました。

4 相談支援

(1) 相談支援の概要

障害者等が地域において自立した日常生活、社会生活を営むため、障害福祉サービスの適切な利用が確保されるよう、相談支援体制の一層の整備を図ります。

サービス利用計画作成の対象となる見込量を次のとおり設定します。

【対象となる障害者】

- ①入所、入院から地域生活へ移行するため、一定期間集中的な支援が必要な障害者
- ②単身で生活し障害福祉サービスの利用に関する調整をすることが困難で、計画的な支援を必要とする障害者
- ③重度障害者等包括支援の対象で、重度訪問介護等のほか障害福祉サービスの支給決定を受けた障害者

(2) サービス見込量

(月間)

サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
サービス利用計画作成	人分	0	12	13	15

※人分：1か月間に必要とされる人数

【目標値設定の考え方】

◎障害福祉サービス利用者（施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム・ケアホームの利用者、重度包括支援の利用者を除く。）の10%に相当する人数を設定しました。

第2章 地域生活支援の充実のために

1 必須事業

障害者等の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、全国の市町村で均一の障害福祉サービスを提供することとしています。
地域生活支援の必須事業として、次のとおり設定します。

(1) 必須事業の概要

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障害に応じ、自立した日常生活や社会生活ができるよう、相談に応じ必要な情報提供などを行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害があり、日常生活や社会生活で意思の疎通に問題がある場合に、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障害がある人に対し、自立した日常生活や社会生活をするために日常生活用具が必要な人に給付を行います。
移動支援事業	屋外では移動が困難な人に、自立した日常生活や社会生活又は社会参加のため外出時の介助などの支援を行います。
地域活動支援センター	地域での自立した日常生活や社会生活のため、機能訓練、生活訓練、社会適応訓練などの生活支援、相談支援などを行います。

(2) サービス見込量

(年間)

サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援事業	事業所		2	2	2
コミュニケーション支援事業	延人数	112	120	120	130
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件数	3	3	3	4
自立生活支援用具	件数	5	5	5	6
在宅療養等支援用具	件数	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数	5	5	5	6
排せつ管理支援用具	件数	23	46	46	50
在宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	3	3	3	3
移動支援事業	事業所 延人数	8 1,428	9 3,708	10 4,560	10 7,140
地域活動支援センター					
I型(相談支援等)					
II型(旧デイサービス)					
III型(旧小規模授産)	事業所 定員		1 15	1 15	1 20

※1年間に必要とされるサービス提供量

※平成18年度排せつ管理支援用具については、平成18年10月に補装具から日常生活用具に変更になったため、見込量は半年分

※平成18年度移動支援事業については、平成18年10月から新事業として開始したため、見込量は半年分

【目標値設定の考え方】

◎相談支援事業については、平成19年4月から須高地域障害者支援センター及びピアハウスで実施予定。

◎コミュニケーション支援事業及び日常生活用具給付等事業については、過年度の実績及び伸び率を参考に設定しました。

◎移動支援事業については、平成18年10月分、11月分の支給量の実績と支援費制度の移動介護の伸び率を参考に設定しました。

◎地域活動支援センターIII型については、平成19年4月からピアハウスが移行予定。

2 任意事業

障害者等の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、須坂市独自で地域生活支援の任意事業として、次の障害福祉サービスを提供します。

(1) 任意事業の概要

サービス名	サービス内容
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家族の介護のみでは入浴が困難な重度心身障害者等を対象に、移動入浴車による入浴サービスを行います。
自動車運転免許取得費助成 及び 自動車改造助成	身体障害のある人に対し、自動車運転免許取得に必要な経費や自動車の改造に必要な経費を助成します。

(2) サービス見込量

(年間)

サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
日中一時支援事業	事業所 延人数	8 300	9 640	10 680	10 800
訪問入浴サービス事業	実人数	1	1	1	2
自動車運転免許取得費助成	実人数	1	1	1	1
自動車改造助成	実人数	2	2	2	2

※平成18年度日中一時支援事業については、平成18年10月から新事業として開始したため、見込量は半年分

【目標値設定の考え方】

- ◎日中一時支援事業については、平成18年10月分、11月分の支給量の実績とタイムケア事業の伸び率を参考に設定しました。
- ◎訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得費助成及び自動車改造助成については、過年度の実績及び伸び率を参考に設定しました。

第3章 サービス確保のために

1 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

住み慣れた地域や家庭で、自立した生活を安定的に送るためには訪問系サービスがますます重要になってきます。

三障害が一元化されたことから、障害の特性を理解したヘルパーの確保に努め、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともにサービス提供事業者と連携し、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、須高地域障害者支援センターや関係機関等と連携しながら就労支援に努めます。

児童デイサービスについては、身近な地域でサービスを利用できるようサービス提供体制の整備に努めていきます。

(3) 居住系サービス

施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行を進めるためには、グループホーム及びケアホームなどの計画的な整備推進が必要となりますので、今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービスの提供に努めます。

(4) 相談支援

障害者自立支援法の下、障害福祉サービスを利用する障害者に継続的及び計画的にサービスを提供できるよう、これまで須坂市が行ってきたケアプラン作成事業をベースに相談事業者の充実に努めます。

2 地域生活支援

(1) 必須事業

ア 相談支援事業

障害のある方の地域生活をより効果的に支援するため、ケアプラン作成事業を須高地域障害者支援センターへ委託して実施しておりますが、この事業を継続するとともに、須高地区に障害者自立支援協議会を設置して関係機関との連携強化を図ります。

イ コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能障害者に手話通訳者等派遣を無料で実施していますが、派遣事業をより充実させるため通訳者等の人材養成を一層推進します。

ウ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、日常生活用具の給付をすることにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費を助成し障害者の自立に向けた支援に努めます。

エ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するため、移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障害のある人の移動支援を行います。

オ 地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人の地域生活を支援します。

(2) 任意事業

ア 日中一時支援事業

日中一時支援事業を提供する事業所を確保し、障害者等に活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などの支援を充実します。

イ 訪問入浴サービス事業

障害者及び世帯の状況等を把握し、適正なサービス提供に努めます。

須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱

(設置)

第1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定による須坂市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び第三次須坂市障害者等長期行動計画（以下「行動計画」という。）の見直しにあたり、広く市民の意見を反映させるため、須坂市障害福祉計画策定等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2 懇話会の委員は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しに関し、意見又は提言を述べるものとする。

(組織)

第3 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害者支援団体及び障害福祉サービス事業者等の関係者

(2) 学識経験者

(3) 公募による市民のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4 懇話会の委員の任期は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しが終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員が互選する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するとき、市長が招集する。

2 懇話会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

平成18年度 須坂市障害福祉計画策定等懇話会名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

職 名 (団 体 等)	氏 名
須坂市社会福祉協議会会長	◎ 吉 池 武
須坂市身体障害者福祉協会理事長	○ 関 野 一
須坂市はげみ会会長	黒 岩 恵 利 子
須坂市手をつなぐ親の会会長	松 本 善 雄
須坂市精神障害者家族会ときわ会会長	樋 口 妙 子
知的障害者更生施設須坂悠生寮寮長	赤 尾 正 洋
須坂市ボランティア連絡協議会会長	廣 田 銀 良
須坂市民生児童委員協議会障害福祉部会長	関 野 利 夫
須高医師会会長	山 口 英 之
長野保健所須坂支所長	小 林 由 美 子
須坂市老人クラブ連合会会長	渡 邊 雍 作
須坂市連合婦人会会長	田 中 友 江
須高地域障害者支援センター障害者生活支援ワーカー	富 岡 由 紀 子
精神障害者授産施設ぶどうの家所長	清 水 真
すこう福祉会理事	刺 刀 隆
須坂ひだまり作業所所長	市 村 静 江